

「藤沢市石綿関連疾患対策委員会中間報告書」に対する意見公募結果について

意見提出者:14名

項目別意見概要	件数
一時金(見舞金)の支給に関する要望	9
肺がんを含めた治療費の補償	9
市からの謝罪等	8
リスクに関する確認	11
その他	5
合計	42

No	項目	内容	備考	回答内容
1	リスク	10の-5乗と10の-10乗は、マイナスが大きい方がリスクが低いのか。		10の-5乗とは、10万分の1(10万人に1人)というリスク程度を指し、10の-10乗とは、100億分の1(100億人に1人)というリスク程度指しますので、お察しのとおりマイナスが大きい方がリスクが低いこととなります。
2	リスク	雨漏りが床で乾いたものは再飛散しないか不安。		ご指摘のとおり再飛散する可能性があるため、そのことを含めてリスクの推定を行なっています。
3	リスク	雨漏りを受けたタイヤを運び、その際に手に雨水が付いたが大丈夫なのか。		雨漏りによる水が乾いて再飛散する可能性を考慮したリスク推定なので、検討の範囲に入っていると考えられます。手が濡れた場合は別の布で拭き取ることが考えられるので、影響は限定的と思われれます。
4	リスク	天井を空けて出た埃(恐らく吹き付け材の塊)を掃除したが大丈夫なのか。		掃除による影響も考慮したリスク推定を行っています。
5	リスク	P18のオによると吹き付け材厚は20mmとなっており、アンカーの定着等を踏まえると、ドリル径 $2 * \pi / 4 * \text{吹き付け材厚} * \text{本数}$ 相当の体積が飛散すると想定されるが、「電灯の再設置」の採用でよいのか。		アンカーの設置による飛散を測定した事例がないため、ここでは最も近いと考えられる電灯の再設置を採用しています。この設定がどの程度現実の状況を反映しているかを判断するのが難しいところがありますが、考えられる範囲で高い濃度の飛散を想定していると判断しています。
6	リスク	P25に記載の墨出し作業は、P53 表2-3 e)に含まれているのか。		ご指摘のとおり、アンカーボルトや差動スポットの施工位置を決める作業である墨出し作業によって生じる可能性がある飛散は、P53の表2-3で示した「作業中にスラブや梁に接触することによる飛散」の一つとして考えています。
7	リスク	滞在時間は、P58では2,132～2,860となっているが、P59の表2-7では2,288～2,912となっているが、どちらが正しいか。		内容を確認した結果、表2-7で示した2,228～2,912時間が正しいことから、P58の記載を訂正しました。
8	リスク	P58の中段に記載のある「いくつかのパターン」とは、在園年数やP51に記載の減少率を考慮した上でのリスクを示すことか。		ここでは、在園年数を考慮しており、最終報告書のP66に記載した「(8)園児及び職員のリスク評価結果」でより詳しく記載しました。飛散の継続による影響は、同じ部分の考察で検討することとしました。
9	リスク	P60 表2-8、工事期間における最大値は「145,700」で正しいのか。		表2-8では、工事期間で取りうる濃度の範囲で示している1,400～49,700 f/lのうち、工事期間として推定した2週間全ての濃度が1,400f/lである場合を最小値とし、天井の工事が行われた期間として想定した3日間のみ最大濃度である49,700f/lとした場合を設定し、「145,700」という値を用いました。
10	リスク	P70 表2-19のCTの項に関し、2段書きは何による違いなのか。		放射線医学総合研究所が提供している医療被ばくリスクの情報では、「撮影部位(頭部・胸部・腹部・全身など)や撮影手法により異なりますが、1回あたり5-30mSv程度」とされているため、両方の値を掲載しています。 http://www.nirs.qst.go.jp/rd/faq/medical.html#hyou1

11	リスク	「不確実係数」については、リスク評価のどこに用いられているのか。		今回の事例ではリスクの推定に様々な条件を設定する必要があり、それぞれの条件で不確実性が存在すると考えています。そのため、最終的に得られた推定結果を評価する際に、一桁程度の幅を考慮して検診の必要性を検討しています。
12	補償	精神的不安に対する慰謝料(一時金・見舞金)の支給	他同様意見7件	最終報告書の第4章「(6)上記以外の見舞金や手当の考え方」で示したとおり、昭和59年度の改修工事、平成11年以降に発生した雨漏り等の影響でアスベストにばく露した可能性がある園児へ見舞金を支払うことを記載しています。
13	補償	対象者を把握しきれていない事実もあることから、一時金(見舞金)を支給することとし、それを広く公表し、対象者を洗い出してはどうか。		最終報告書の第4章「(6)上記以外の見舞金や手当の考え方」で示したとおり、昭和59年度の改修工事、平成11年以降に発生した雨漏り等の影響でアスベストにばく露した可能性がある園児へ見舞金数万円程度を支払うとともに、昭和58年度以前の園児に対しても在園に関する情報提供に対する手当数万円を支給することを記載しています。
14	補償	肺がん発症時の補償についても規定してほしい。	他同様意見5件	最終報告書の第4章(3)～(6)に示すとおり、アスベスト関連疾患が発症した場合には、保育園におけるばく露との因果関係の程度を判定するとともに、仮に判定によって起因性が肯定できなかった園児について、申請により市は、疾患罹患に伴ってその園児及び保護者が受ける上記精神的苦痛に対応するものとして一定額の金員(50万円～150万円程度で決められた金額)の給付を行うことを記載しています。
15	補償	発症した場合の治療費の補償	他同様意見1件	最終報告書の第4章「(3)アスベスト被害の対象疾患の判定」に従って補償が検討されるとともに、同章「(5)(1)～(4)による補償以外の給付金の支給について」で示したとおり、「アスベスト関連疾患に罹患し、前述の(4)の判定によって起因性が肯定できなかった園児について、申請により市は、疾患罹患に伴ってその園児及び保護者が受ける上記精神的苦痛に対応するものとして一定額の金員(50万円～150万円程度で決められた金額)の給付を行う。」ことを記載しています。
16	補償	個人で加入している保険会社が「保育園におけるアスベストばく露が原因」と判断し、保険適用対象外となった場合の対応についても検討していただきたい。		最終報告書の第4章「(3)アスベスト被害の対象疾患の判定」に記載された手続きに従って、アスベスト関連疾患の発症が保育園におけるアスベストばく露が原因であると判断されれば、市による補償の対象となります。保険適用外のみが補償となるわけではありません。
17	補償	今後、調査・研究が進み、アスベストで発症する可能性がある疾患が増えた際には、その疾患に対する治療費も補償すべき。		最終報告書の第4章(3)～(6)に示すとおり、アスベスト関連疾患が発症した場合には、保育園におけるばく露との因果関係の程度を判定するとともに、仮に判定によって起因性が肯定できなかった園児について、申請により市は、疾患罹患に伴ってその園児及び保護者が受ける上記精神的苦痛に対応するものとして一定額の金員(50万円～150万円程度で決められた金額)の給付を行うことを記載しています。

18	委員会への要望	市が管理する施設において、今後同様に事案(飛散・ばく露)が生じぬよう、市がとるべき対策等を記載していただきたい。		委員会として市に適正な管理を求めるとともに、現在藤沢市では「アスベスト問題対策会議」を設置し、藤沢市が採るべきアスベスト対策の方向性を決定し、対策を進めていると聞いています。それによると、2005年の社会問題化以降、市有施設における「吹付け材」へのアスベスト含有の調査及び必要な措置を実施し、現在では外壁塗装等へのアスベスト含有も疑われる事例があることから、改修工事又は取り壊し前に外壁におけるアスベスト含有を事前に調査すること等を行っているとのこと。
19	委員会への要望	情報が閉じられている中で3月に最終報告を行うということには納得がいかない。もっと時間をかけて我々の意見も吸い上げて検討していただきたい。		委員会の発足以来、会合を開く際には公開で行ってきており、委員会で使用した資料や議事録のHPでの公開や中間報告がまとまった段階でパブリックコメントや説明会の機会を持ってきました。より公開性を高める方策として、定期的なニュースレターの発行や意見交換会の開催などが考えられますが、本委員会ではそうした取り組みを行うに至りませんでした。そうした課題を前提に検討された結果であると考えています。

今回の意見公募は藤沢市石綿関連疾患対策委員会が取りまとめた中間報告に対してのものであるため、「市への要望」として寄せられた次の意見については内容を考慮して最終報告を取りまとめるとともに、文京区立保育園での飛散事故では訴訟を通じた和解の際に区に対して謝罪を求めている例もあることから、市として誠意を持って対応することが期待されることを、委員会より市へ伝えます。

No	項目	内容	備考	回答内容
20	市への要望	長男の在園証明書に誤りがある。長男は平成9年7月生まれで、保育園には平成10年6月から通っている。そのため、訂正した在園証明書の発行を求める。		
21	市への要望	卒園児から胸膜ブランク疑いの方がいるという情報を、事前に対象者に通知すべき。であれば、説明会の出席者数ももっと変わったはずである。		
22	市への要望	市からの謝罪を求める。 保護者等に何の説明もなく布団が新調された事実は忘れがたい。 もっと真剣に取り組んでもらいたい。	他同様意見7件	